

## Member Circular No. 13/2020

2020年12月

## 米国カリフォルニア州 – 油流出関連の違反に対する刑罰の強化

こちらは、英文記事「[US Oil Pollution California - Increased criminal penalties for oilspill related offences](#)」  
(2020年12月)の和訳です。

### 背景

2021年1月1日よりカリフォルニア州水域での船舶による油濁損害に対して適用される新たな罰金についてご案内した[サーキュラー \(2020年10月\)](#)をご参照ください。

### 油濁損害に対する保険カバー

国際P&Iグループ(IG)では、今回の新しい法律が油濁リスクのカバーに与える影響について精査を行ってきました。IGは、汚染者に多額の罰金が科される可能性があることは認識しつつも、法律の中で重要ではあるものの特異なこの部分に対応するために、保険カバーの既存の限度額を変更することは適切ではないと考えています。仮に、予期せぬ油流出に対してカリフォルニア州裁判所が科しかねない最高レベルの罰金を全額まかなう十分な保険カバーが求められるとしても、世界の現在の再保険市場においてそのような変更を行うことは不可能と思われる。ただし、油濁損害については1事故1隻につき10億米ドルのカバーが既に存在し、油流出への対応費用、第三者からのクレーム、クラブルールに該当する罰金がカバーされ、船種にかかわらず、OPA 90に基づく責任限度額はすべてこの範囲内で十分にカバー可能であることを念のため申し添えておきます。

カリフォルニア州裁判所は、罰金額を決定するうえで、油濁事故に関する責任の加重事由と軽減事由を考慮する相当な裁量権を有しています。考慮事項には、(1) 事故に至るまでの出来事を含む有責性の程度、(2) 迅速かつ正確な報告、(3) 効果的な事故対応と清掃への取り組み、(4) 被害者への迅速かつ公平な補償、(5) 天然資源の回復への取り組み、および(6) 油流出者の支払能力などがあります。なお最後の項目について、IGは、たとえ制定法で認められていたとしても裁判所は被告の支払能力を超えるほどの過剰な刑罰を科すことはできない、との法的助言をもらっています。

また、カリフォルニア州での新法の施行日に影響を与えられるわけではありませんが、IGは、今回の新しい法律によって生じる業界の懸念事項を解消すべく連立するパートナーと協力しながら引き続き積極的に行動しています。

国際グループに加入するすべてのクラブが同様のサーキュラーを発行しています。ご質問がありましたら、[ガードジャパン株式会社](#)までお問い合わせください。

敬具

**GARD AS**



**Rolf Thore Roppestad**

CEO（最高経営責任者）

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gardは本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。